

第25回盛岡地方裁判所及び盛岡家庭裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成25年10月15日(火)午後1時30分から午後3時30分

2 開催場所

盛岡地方・家庭裁判所大会議室(5階)

3 出席者

(委員) 太田秀栄, 岡田健彦, 貝原信之, 小島直久, 坂本文明,
咲間まり子, 佐々木貴, 高橋宏昇, 豊岡卓司, 中嶋美紀,
中西茂, 中村マキ子, 中村美智子, 藤本幸二, 堀田秀一,
宮順子, 村上孝一, 吉江暢洋, 吉田美善志

(五十音順, 敬称略)

(地方裁判所委員, 家庭裁判所委員, 地方裁判所委員兼家庭裁判所委員)

(説明者) 今野地裁事務局長, 佐藤家裁事務局長, 高橋民事首席書記官, 小野刑事首席書記官, 大松首席家裁調査官, 藤原家裁首席書記官, 長沼地裁事務局次長, 藤井地裁総務課課長補佐

(庶務) 今井地裁総務課長, 鈴木家裁総務課長, 田母神家裁総務課課長補佐, 一郷地裁総務課庶務係長

4 議事等

(1) 委員長選任(地方裁判所委員会)

委員の互選により中西委員が委員長に選任された。

(2) 委員長選任(家庭裁判所委員会)

委員の互選により中西委員が委員長に選任された。

(3) 委員長代理の指名

委員長代理として, 地方裁判所委員会については貝原委員が, 家庭裁判所委員会については堀田委員がそれぞれ指名された。

- (4) 裁判所における研修制度についての説明
- (5) 意見交換（委員長，委員，説明者）

家庭裁判所調査官は、現場で子供に接する業務を行い、心理テストなども行うという点で、医療の現場における臨床心理士に近い部分があるようと思われるがどうか。

子供と接する点については御指摘のとおりと思う。実際に子供と面接を行い、必要があれば心理テストを行う場合もある。

臨床心理士というのは非常に難しい資格であり、大学院の修士課程を取らなければならぬものであるが、家庭裁判所調査官は2年の研修によってそれに匹敵する資格が得られるということか。

家庭裁判所調査官の中には臨床心理士の資格を持っている者もいるが、調査官という官職は内部資格のようなものであり、裁判所職員総合研修所での研修を終えれば何らかの資格を得られるというものではない。

事件の最中にある子供と接するのは非常にデリケートなことではないか。実際に子供に接するのは臨床心理士でさえも非常に難しいことであり、相当な実習を積まなければいけない。2年間の研修で学んだことだけで本当に大丈夫なのか。

2年間の研修を終えて免許皆伝ということではなく、家庭裁判所調査官を続けている限り研修を受ける機会が設けられ、最新の知見等について研修所で訓練されることになる。実際に仕事をする中でも、その内容がどうであつたかについて常に検証を行うなど、最大限の努力を行っているところである。

民間の臨床心理士に相談して事件を処理するということもあるのか。

医学的なことについては精神科医である医務室技官に相談している。

家庭裁判所調査官を希望する受験生が少ないと聞いたが、市民に周知されていないことが問題なのではないか。

「家裁の人」という漫画で家庭裁判所調査官の仕事が詳しく紹介されたこ

とがあった。ほかにもドラマでも取り上げられたことがあり、それらを見れば家庭裁判所調査官の仕事がよく分かると思われる。

法学を学ぶ大学生の中にも家庭裁判所調査官に興味を持つ学生も結構いるが、採用試験の区分が人間科学となっているため、家庭裁判所調査官ではなく裁判所事務官を目指す者が多い。家庭裁判所調査官という職業は、一般的な知名度は低いかもしれないが、大学に入学し、いざ進路を考えるという段階では、興味を持っている学生もたくさんおり、志望する者も少なからずいるという印象を受けている。

裁判所の研修制度は民間では考えられないほど充実していると感じた。私の会社では、1年次、2年次、3年次と研修があり、座学で色々と学んでいくが、重要なのはその後の懇親会だったりする。そのあたりの状況はどうなのか。

かつては懇親会で先輩から指導や教育を受けるということも結構あったが、現在は、研修後に懇親会を行うことはなくなっている。異なる世代間でどうやって技能を伝授していくかという問題は、職場におけるOJTのみでは対処しきれておらず、裁判所における人材育成のためのツールをいろいろ考えなければならないと思っている。

私の会社では司法修習生の研修を受け入れている。先日も2週間ほど2人の司法修習生が来ていた。研修では、取材の方法を学ぶ以外に、翌日のトップ記事などの打合せにも参加しており、かなり有意義な研修となっていると感じている。司法修習生だけでなく、裁判官や他の職員の方にも来ていただければ良いと思う。

私自身も3週間ほど報道機関で研修を受けさせていただいた経験がある。泊まり込みで記事を作成したり、色々な会議に参加したり、警察の取材を行ったりして、非常に勉強になった。全員ではないが、裁判官もそういった研修をさせていただく機会がある。

裁判所の研修制度は、階層別にも職種別にも非常に緻密に作られており、感心したところである。組織の中では部局を越えて意思を伝達するのが難しいといった問題もあるが、裁判所では、例えば、裁判官と一般職の交流研修のようなことはしているのか。それとも、日常のOJTの中でそういったことをしているのか。

日常のOJTによって研さんを積むのが基本であり、どの職場でもそうであると思う。どこかの施設に行って話を聞くよりも現場で鍛えた方がいいという考え方もある。しかし、それでは足りないということで、研修制度を充実させている。研修は裁判官や書記官などといった職種ごとに行われるのが基本であるが、何年か前からは、裁判官と書記官等の研修を同時期に開催するというプログラムが作られ、日程の一部を合同で実施し、それぞれの立場から課題を発表し、討論することによって、協働して何ができるかといったことに取り組むようなことも行われている。

家庭裁判所の家事調停では、裁判官、調停委員、家庭裁判所調査官、書記官が一つのチームとなって仕事をしている。私が今度参加する研修は、3日間の日程で行われる家事事件の研修であるが、その日程の半分を裁判所職員総合研修所で行われる研修と合同で行うことになっており、一つのテーマについて、裁判官、家庭裁判所調査官、書記官がチームとなり、手続上の問題点などを一緒に議論したりする。そのように、異なる職種が同じ問題意識を持って事件処理をするための研修も用意されている。

裁判所には速記官という職種があるようだが、国会では速記は既に廃止になっていると聞いている。記録化の方法は色々あると思うが、今でも速記を使っているのには何か理由があるのか。

証人等の供述を記録化する方法としては、速記官によって調書を作成する場合と、外部に録音反訳を委託し、それをを利用して調書を作成する場合がある。現時点では、この二つの方法により逐語録調書を作成している。

外部委託によって情報が漏れるということはないのか。

業者には守秘義務を課しており、担保されている。

弁護士として裁判の実務に関わっている者としては、速記録は早く仕上げてほしいという気持ちがある。限られた職員数で反訳していくとなれば、裁判所の負担もかなりのものになると思う。それだけの人員が裁判所にいればいいのかもしれないが、そもそもいかないだろうし、それならば早くプロに委託し、早く文字にして当事者の手元に渡るほうを優先するということだと理解している。

録音反訳と速記とでは、完成までの時間にそれほど差はないのか。

現状では録音反訳と速記の早さにはそれほど違いはないと思われる。なお、守秘義務の点について補足すると、録音反訳を委託するものの多くは、公開の法廷での供述であるという点も御理解いただきたい。

録音反訳は、通常の場合、1週間で仕上げているが、急ぐ場合には3日以内で仕上げてもらうこともある。

裁判員裁判のために、話したことがそのまま文字になるシステムを導入した裁判所もあると聞いたが、盛岡地裁には導入されていないのか。

音声が文字に変換されるシステムとして、音声認識システムが導入されている。ただし、直ちに日本語として整ったものになるわけではない。

それとは別に録音反訳も行うということか。

裁判員裁判は、裁判員の方に、法廷で見て、聞いて、その場で考えていたくというのが基本であり、音声認識システムによる文字化は、評議の際に法廷でのやりとりを確認するためのものである。

モチベーションの維持について、裁判所が研修やOJTの中で意識していることはあるか。

職員の経験年数や担当事務を考慮して研修を設定しているが、研修によって一番効果が上がるのは、この研修でこういうことを勉強しようとか、この

点は現場に戻って自分で工夫してみようというように、自分自身で考えることだと思う。職員を研修に参加させる前には、必ず職場の上司とのミーティングの機会を設け、この研修はどういう趣旨で行われるもので、どういうことを勉強してほしいのかを説明し、研修に参加するに当たっての動機付けを行っている。参加する職員には研修で学びたいことを記載した書面を提出させ、動機付けの状況を確認するとともに、研修の中で必要に応じてその目標を修正していくこともある。

報道関係の委員の中で、研修でのモチベーションの維持や高め方について御存じの方がいれば教えていただきたい。

例えば、通常は3年目の社員が参加する研修に1年目の社員を参加させ、期待の度合いを伝えて送り出すことがある。また、研修に定員があるため、同期入社でも同じ研修に参加できない者が出ることがあるが、その場合には特別に他の研修に派遣し、どの社員もモチベーションが低下しないようにバランスを取っている。

研修に参加すること自体がモチベーションの維持につながるということもあると思う。銀行での状況について御紹介いただけることがあればお聞かせ願いたい。

私が勤めていた当時の話になるが、入行すると、初めに1週間ほどかけて銀行の知識を集中して学び、その後は営業店に配属され、そこで最低3つから4つの業務のこなすことになる。管理職になった後も段階に応じた研修があり、支店長になった時点で外部の研修を受けるという仕組みになっている。

同じ法曹である検察庁の状況を御紹介いただきたい。

検察庁でも裁判所と同じように、新任検事の研修や、職員の段階に応じた研修、管理職の研修などがある。また、関係機関の方に講師をお願いし、検察官、事務官を問わず参加して、関連機関の業務についての理解を深めるというようなこともしている。

大学関係の委員の方で、現代の若い職員に対する指導に際して注意すべきこととして御教示いただけたければお聞かせ願いたい。

注意すべきことがあれば当然注意すべきだが、言いっぱなしにせず、その後のフォローをすることが大事ではないかと思う。人によっては、自己評価が非常に低く、自分は駄目だと思っている者もいるので、そういった人に対し、本人が気にしている点をピンポイントで指摘したり叱ったりすると、立ち直れなくなってしまうこともあると思う。日々学生と接する中で、どこがウィークポイントかという点についても注意するようにしている。

私の場合は社会福祉学部ということもあり、ほとんどの教員がハウツーを心得て学生と接していると思う。そういった臨床経験が豊富な教員がいることは大きな宝になっている。確かに最近の学生は、怒られるとか、注意されるとか、自分で何か考えて答えを出すという点は、少し足りないかもしれない。特に岩手県の学生は大変素直であり、言ったことをそのまま受け止めてしまう。先ほど紹介があったように、言った後のフォローが大切である。あとは自分で考えなさいということはできない。その後どうやって方向性を見つけていくのかというところまで見てあげる必要があると思う。

モチベーションとも関係するが、これだけの研修を受けて裁判所職員として全うしている者の割合はどれくらいか。

裁判官の場合は法曹資格があり、独立して弁護士になることもできるため、まれに途中で裁判所を辞めて弁護士になる者もいるが、ほとんどの裁判官はそのまま裁判官として全うしていると感じている。

正確なデータは取っておらず、はっきりとした割合は示すことができないが、一般職についても、自己都合で退職せざるを得ない者を除き、ほとんどの職員は最後まで職を全うしており、その割合は裁判官よりも高いと感じている。

大学の研究者は、大学から研究費をもらってはいるが、文部科学省などの

助成金に応募して、自分の研究費は自分で稼いでいる。裁判所では様々な研修や研究会を実施し、大変手厚く職員を育てているが、それらは税金によつて賄われているわけであるから、ぜひ、最後まで職員として全うしていただきたい。

これまでも職を全うしている職員は多い状況にあるが、そういうった視点でも考えていきたいと思う。

5 次回期日等

- (1) 次回期日 平成26年2月頃
- (2) テーマ 未定